

第4回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和5年2月1日（水）17：00～

場所：教育委員会室

【次第】

1 開 会

2 議 事

（1）評価結果報告

（2）その他

3 閉 会

【資料】

令和4年度教育に関する事務の点検・評価報告書

令和4年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和5年2月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

III 点検・評価の結果

事業分析シート

1	オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進	6
2	学校施設環境改善交付金対象事業	10
3	放課後事業の充実	13
4	コロナ禍にける学校生活について	17
5	特別支援教育（インクルーシブ教育の推進）	21

IV 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	24
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	25

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成 20 年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき平成 20 年度から 10 年以上に渡り点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施してきた。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、豊島区教育ビジョン 2019（豊島区教育振興基本計画）における重点施策の推進に際し、P D C A サイクルの観点から重要な役割を担ってきた。

（参考）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	美谷島 正義	学校経営経験者	東洋大学非常勤講師 元東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教授
副委員長	福本 みちよ	学識経験者	東京学芸大学大学院教育学研究科教授
委員	大野 春美	区民	富士見台放課後子ども教室 地域コーディネーター 元豊島区立富士見台小学校PTA会長

2 評価対象・選出理由

「豊島区教育ビジョン2019」の進行管理にあたり、各施策をPDCAサイクルによって改善につなげていくという観点から、これまで評価対象となつてこなかった事業・取組みの中から選定するとともに、現行教育ビジョンの改定時には課題となつていなかった今日的な事業・取組みについても点検・評価を行った。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

点検・評価対象
オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進
学校施設環境改善交付金対象事業
放課後事業の充実
コロナ禍における学校生活について
特別支援教育（インクルーシブ教育の推進）

3 実施方法

評価対象の各事務事業について、所管課からの事業概要の説明を受けた後、ヒアリングを実施した。「学校施設整備の補助金」については、豊島区立池袋第一小学校にて視察を行った。

評価の視点及び方法

事業分析シートを用いて、以下の視点から評価した。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
 - ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
 - ・効率的な手法・手段となっていたか
 - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
 - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
 - ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
 - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
 - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
 - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
 - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか



事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

	効率性	有効性
評価	<p>A：高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない。</p> <p>B：適正・・・実施手法は概ね適切である。</p> <p>C：低い・・・見直しが必要である。</p>	<p>A：高い・・・区民教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている。</p> <p>B：適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている。</p> <p>C：低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である。</p>

5 委員会開催状況

回数	開催日	審議内容	場所
第1回	令和4年11月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 評価対象事業について ○ 外部評価審議 	教育委員会室
第2回	令和4年11月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・施設視察 ○ 外部評価審議 	池袋第一小学校
第3回	令和4年12月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部評価審議 	教育委員会室
第4回	令和5年2月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部評価まとめ 	教育委員会室

6 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図ると共に、令和5年第1回区議会定例会において評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

事業名称	効率性	有効性
オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進	B	B
学校施設環境改善交付金対象事業	A	A
放課後事業の充実	A	B
コロナ禍における学校生活について	A	B
特別支援教育（インクルーシブ教育の推進）	B	B

Ⅲ 点検・評価の結果

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	オリンピック・パラリンピックの機会を生かした教育の推進		担当課	指導課																		
1. 事業概要及び現状																						
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から都内全公立学校で展開してきたオリンピック・パラリンピック教育の成果を踏まえ、各学校において、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重視した取組を、家庭や地域社会と連携しながら継続し、共生社会の実現を目指す。 東京都教育委員会が示すオリンピック・パラリンピック教育の3つのレガシー <ol style="list-style-type: none"> (1) 子供たち一人一人の心と体に残る掛け替えのないレガシー (2) 学校における取組を、大会後も長く続く教育活動として発展 (3) 家庭や地域を巻き込んだ取組により、共生・共助社会を形成 																					
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕	学校、家庭、地域社会																					
事業の概要 〔事業の手法〕	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を各学校一つ以上「学校2020レガシー」として設定する。 																					
基礎データ 〔利用者等の情報〕	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒数及び学級数(令和4年5月現在)、教員数(令和4年5月現在) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>小学校</td> <td>児童数</td> <td>9,191人</td> <td>学級数</td> <td>331学級</td> <td>教員数</td> <td>515人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>生徒数</td> <td>2,708人</td> <td>学級数</td> <td>84学級</td> <td>教員数</td> <td>173人</td> </tr> </table> 								小学校	児童数	9,191人	学級数	331学級	教員数	515人	中学校	生徒数	2,708人	学級数	84学級	教員数	173人
小学校	児童数	9,191人	学級数	331学級	教員数	515人																
中学校	生徒数	2,708人	学級数	84学級	教員数	173人																
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針4. 健やかな体の育成				基本施策2. 生涯を通じてたくましく生きるための体づくり																	
根拠法令	「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」(H28.1) 「東京都オリンピック教育抄録」(R4.3)		事業開始年度	平成28年度																		
3年度に実施した具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「学校2020レガシー」の教育課程への位置付け オリンピック・パラリンピック教育「5つの資質」を目指す児童生徒像の一つの指標とした。 豊島区教育委員会研究開発校での体育科での研究 <ul style="list-style-type: none"> 西巣鴨小学校: 運動特性を基にしたインクルーシブ型授業の研究 目白小学校: 体力向上につなげる授業改善と運動の日常化の研究 「世界ともだちプロジェクト」 全校実施 各学校5か国の学習及び交流を継続して実施 「令和3年度オリンピック・パラリンピック教育アワード校」 仰高小学校、要小学校、高松小学校 3校指定 																					
取組状況	<p>【東京2020大会における子供の競技観戦】 令和3年7月24日(土)～令和3年9月5日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック観戦…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客にて開催 パラリンピック観戦…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本区は見送り(学校連携観戦のみ入場) 																					
活動指標	指標			目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)												
	①	教育課程に取組の位置付け		→維持する	校	33	33	33	33	33												
	②																					
	③																					

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	共生社会実現に向けた取組	→維持する	校			33	33
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A	5,505	4,348	13,927	2,515	0	-2,515
財源内訳	国、都支出金	5,505	4,348	8,400	2,515	0	-2,515
	使用料・手数料						0
	地方債・その他						0
	一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域の特性、地域人材を生かした「学校の特色ある教育」としての取組が進んだ。 ・オリパラのレガシーをSDGsの取組と結び付けるカリキュラム・マネジメントの意識が高まった。一方で、レガシーをどのような形で学校で残していくのか、教職員が具体的なイメージを持っていないことが多い。
課題への対応策及び今後の方向性	<p>「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連して現在学校で取り組んでいる内容を洗い出し、教科の学習と関連付け、新たな教職員の負担を伴わずに「学校レガシー」を年間学習計画に位置付ける。</p>



【点検・評価の結果】

事業名称：オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進

	評価	判断理由
効率性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は、2020 東京オリンピック・パラリンピックに関わる東京都教育委員会の推進するオリンピック・パラリンピック教育を本区でこの機会を活用して、この教育のレガシーを児童生徒に涵養するねらいがある。育成すべき5つの資質のうち、本区では「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際理解」の3つを重視し、アワード校を指定し、取り組み、その成果を他校にモデル案として提示していることは評価に値する。 ○ SDG's 達成の担い手事業と関連づけながら事業展開したことで、予算も有効に活用できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アワード校の成果を分析し、他校にどう活かすかが課題と言える。 ○ 事業を展開するにあたり、学校の意見をどの程度聴取したかを把握したい。 ○ 平成 28 年度「夢プロジェクト」による出前事業等では、子ども達はワクワクしながら様々な学びを得ることかできた。コロナ禍での東京オリンピック、パラリンピックが終了した今、教育現場ではオリパラ教育というよりも、より安全な教育環境づくりに取り組む 学校に与えられる国際認証である ISS (インターナショナルセーフスクール)や SDG's 達成の担い手事業等に力を入れているように感じる。
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都全体でのオリパラ教育の推進という施策方針にもとづき、本区では特にカリキュラム・マネジメントの観点を重視して事業展開したことで、各校におけるカリキュラム・マネジメント意識の醸成につながった点は非常に評価できる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍の中での 2020 東京オリンピック・パラリンピックであり、十分な児童生徒の体験的な学習ができたかという点については疑問が残る。教育課程届にこの取組を位置づけることにより、この取組の評価ができ、今後の教育活動に良い影響をもたらせることを期待するとともに、各校のカリキュラム・マネジメントの推進にこの取組が活きることを期待する。 ○ 東京都全体でのオリンピック・パラリンピック教育の推進という施策方針の下、本事業が平成 28 年度より開始されていることから、事業の継続性が生み出す成果は大きい。しかしながら、すでにオリンピック・パラリンピックの終了後であり、開催形態の変更から本区の児童生徒の観戦が叶わなかった等の実態がある以上、「学校 2020 レガシー」の設定等を学校に求めることは有効であったのか。事業分析シートに記載されている「オリパラのレガシーをどのような形で学校に残していくのか、教職員が具体的イメージを持ってない」という実態は当然のことであろう。「オリンピック・パラリンピックの



機会を生かす」という視点から脱却し、これまでの実践の成果をいかに次の段階につなげていくかを強調した事業展開が必要だったのではないかと考える。

- 可能な限り、事業の見直しを推進し、先生方が子ども達一人一人に温かな励ましの言葉をかけられる様に、心の余裕と時間を持てる様に、配慮して頂けることを期待する。

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	学校施設環境改善交付金対象事業・池袋第一小学校	担当課	学校施設課						
1. 事業概要及び現状									
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図る。								
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕	区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園)								
事業の概要 〔事業の手法〕	<p>学校施設の老朽化対応、及び教育環境の質的な向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。 なお、年度ごとに改築・改修校が異なるため、事業費推移に計上した予算事業は、各年度以下の通り。</p> <p>令和元年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・幼稚園一般、体育館冷暖房) 令和2年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ) 令和3年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ) 令和4年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)</p>								
基礎データ 〔利用者等の情報〕	<p>区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園) 改築済の学校(小:5校、中:5校) 改築計画が公表されている学校:千川中学校(設計中)、要小学校(改築時期は今後検討)</p>								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり								
根拠法令	学校施設環境改善交付金交付要綱 東京都公立学校屋内体育施設空調置支援事業補助金交付要綱 他	事業開始年度	毎年度交付申請している						
取組状況	<p>3年度に実施した具体的な取組内容</p> <p>1.改築 国庫補助金を活用し、池袋第一小学校の改築工事を実施した。(令和4年9月に開校) 活用メニュー:危険改築(校)、不適格改築(校)、危険改築(屋体)、単独校調理場、学校水泳プール</p> <p>2.改修 国庫補助金及び都補助金を活用し、以下の改修工事を実施した。 ※()内は活用補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駒込小学校 外壁改修(防災機能強化、都補助) ・西巣鴨小学校 校庭改修(防災機能強化(マンホールトイレ)) ・朋有小学校 教室改修(大規模改造(空調)) ・南池袋小学校 校庭改修(屋外教育環境) ・豊成小学校 給食室改修(都補助(空調)) ・要小学校 教室改修(大規模改造(空調、教育内容)、都補助) ・富士見台小学校 図書室改修(大規模改造(空調)) ・高松小学校 外壁・教室改修(大規模改造(空調)、防災機能強化、都補助) ・駒込中学校 外壁・空調改修(大規模改造(空調)、防災機能強化、都補助) ・千登世橋中学校 外壁・トイレ改修(防災機能強化、大規模改造(トイレ)、都補助) 								
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		① 改築が完了した学校数(累計)	↗増加させる	校	9	9	9	9	10
		② 補助金申請校数(国)	→維持する	校	13	9	14	10	14
③ 補助金申請校数(都)	→維持する	校	16	6	8	6	6		



(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	改築が完了した学校数(累計)	増加させる	校	9	9	9	9
②	補助金交付校数(国)	→維持する	校	9	9	14	10	14	
③	補助金交付校数(都)	→維持する	校	16	6	8	6	6	

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)	
事業費		A	4,582,057	1,744,933	3,652,999	2,505,688	5,890,959	3,385,271
財源内訳	国、都支出金		373,490	161,217	247,036	294,398	550,065	255,667
	使用料・手数料	B	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他		2,713,821	511,446	3,405,963	0	5,020,871	5,020,871
	一般財源	C=A-B	1,494,746	1,072,270	—	2,211,290	320,023	-1,891,267

3. 課題及び今後の方向性

課 題	補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国・都の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。
課題への対応策 及び今後の方向性	交付対象となる改築・改修事業について、東京都と協議をしながら、引き続き最大限交付申請を行っていく。



【点検・評価の結果】

事業名称：学校施設環境改善交付金対象事業

	評価	判断理由
効 率 性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の老朽化対応ばかりでなく、今後の学校教育施設の在り方を追求し、限られた予算の中で実現している点は、評価できる。児童の視点に立ち、使いやすさ、教育環境の整備など模範となる施設と考える。 ○ 時代の要請を的確に把握し、防災機能の強化と教育環境の整備が一体化した機能的な計画となっている。 ○ 防災機能の強化は、先見のかつ継続的に行われることが不可欠である。学校の個別ニーズにしっかりと耳を傾けながら、区全体の教育環境の整備計画を立案していくという現在の区の姿勢を、今後も継続していただきたい。 ○ 今後、ますます大事な防災拠点となる学校施設の計画的な改築・改修工事の実施は必要である。また、教育環境の充実は、魅力ある学校づくりにつながる。各学校の改修要望調査の実施は、「子ども達にできるだけ平等に！」との思いが感じられ、評価できる。 ○ 視察校では、「地域に開かれた学校づくり」と「教育の質的な向上につながる」大きなチャンスになると感動した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、それぞれの学校の改修要望を的確に受け止め、教育施設の環境整備に推進してほしい。 ○ 今回の視察では、防災面の状況が把握しづらかった。
有 効 性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報センター(図書室)の教育的効果は高いと考える。十分な活用を期待したい。また、準備室等施設そのものに柔軟性がある点は評価できる。 ○ 木密地域という学校の地域性をふまえ、学校と地域が一体となって防災機能の強化に向けて取り組む態勢づくりができている点は、大いに評価すべき点である。 ○ 今回視察させていただいた池袋第一小学校の改築は、時代の変化をふまえた教育環境の整備が教育活動の質的向上に直結することを示す良い事例になると言えよう。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災機能についても区民等のニーズは高い。この点についても、本校の防災機能について区民に十分啓発することを期待したい。 ○ 本事業で生み出された成果（教育環境の整備による教育活動の質的向上）を広く発信することで、より本事業の有効性が高まると考える。「改築完成＝事業終了」とせずに、その後明らかになっていく本事業の成果の活用を含めた事業展開に期待したい。 ○ 防災機能の強化と、防災備品等の更なる充実を期待する。



令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	子どもスキップ運営事業（放課後事業の充実）	担当課	放課後対策課					
1. 事業概要及び現状								
事業の目的 （どのような状態にしたいか）	①すべての子どもたちが、自主的な活動を通して子ども相互の関係をひろげ、社会性を培い、豊かな放課後の時間をつくる。 ②学校・地域との連携を図り、安全で安心な放課後の遊び場を確保し、すこやかに成長していくことを支援していく。							
事業の対象 対象となるヒト・モノ	・区内在住の全児童 ・子どもスキップを利用している児童の保護者							
事業の概要 （事業の手法）	・小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて子どもスキップを運営している。 ・保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決めて自主的に利用する「一般利用」、地域の方が講師となり運営する、スポーツ、ダンス、工作等の各プログラムに参加出来る「放課後子ども教室」がある。 ・「学童クラブ」と「一般利用（含：放課後子ども教室）」の児童がお互いに交流の場として、安全・安心に配慮したうえで、子どもスキップスペースだけでなく、校庭・体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供している。 ・各スキップでは利用児童による「子ども会議」を開催し、行事やルール決めなど、子どもスキップ運営に児童自らの意見を反映させている。 ・子どもスキップ運営協議会・地域子ども懇談会を開催し、子どもスキップ運営に地域や関連団体等の意向を反映させている。							
基礎データ （利用者等の情報）	・区立小学校の敷地内または隣接地で運営（22施設）。 ・令和3年度の開所日数は年間293日。 ・令和3年度の利用者数は415,653名。【一般利用（含：放課後子ども教室）延3,395名、学童クラブ 延412,258名。】 ・学童クラブ利用料は4,000円/月、9時前利用は1,000円/年、延長利用は1,000円/月。減免制度あり。 一般利用は無料で利用可能。							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上	基本施策2. 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり						
根拠法令	児童福祉法 社会福祉法 子ども・子育て支援法 新・放課後子ども総合プラン	事業開始年度	平成16年4月					
取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容 I 感染拡大対策下の子どもスキップ運営 ・令和3年度の学童クラブは、日曜祝日年末年始を除き、感染症対策を講じつつ、年間293日休まず運営した。 ・子どもスキップ一般利用の代替として、学年・曜日・時間を限定し、全22施設で「スキップの日」を設定し、利用要望に応えた。 ・各施設で年2回程度、子ども会議を開催した。 ・「放課後子ども教室」は、タブレットでいつでも視聴できる動画配信39本に加え、令和3年11月より対面による事業を順次再開した。 ・感染不安により、令和4年2・3月に1ヵ月連続して欠席する場合は、欠席届の提出より利用料を免除した。 ・国及び都の補助金を活用し、施設の継続的な感染症対策のための衛生用品等を確保・配布した。 II 学校長期休業中の学童クラブ宅配弁当提供 ・学校長期休業期間中における保護者の弁当作りの負担軽減のため、夏・冬・春休みにワタミ(株)と協定を結び、宅配弁当の提供を実施した。 ・利用者アンケートの結果、利用保護者の90%が、「今後も利用望する・利用を検討する」との回答があり、弁当作りの負担軽減に貢献した。 III 学童クラブ臨時入会の実施 ・子どもスキップ一般利用が全面的に再開するまでの期間、保育を必要とする世帯に対し、学童クラブの利用条件を一部緩和し、臨時入会として必要な時間の受け入れを実施した。 IV 第5回子どもスキップまつりのオンライン開催及びSDGs取組みパネル展示 ・感染症対策の観点から、児童の舞台発表は休止、子どもスキップ及び中高生センタージャンプの活動動画を作成し、令和3年11月15日（月）～30日（火）まで児童用タブレットパソコンで視聴できる形で配信した。（再生回数 2,309回） ・令和3年11月18日（木）14時～18時 レクチャールームにて、各子どもスキップのSDGs取組み活動を中心とするパネル展示も併せて実施した。（来場者数 91名） V 施設の改修・整備 ・令和3年8月に、巣鴨小の郷土資料館移転に伴い、移転後の教室を子どもスキップ巣鴨のサードルームとして整備した。スキップ使用面積が広がり、広々と明るい雰囲気となり、宿題やタブレット学習を行う環境も改善された。 ・子どもスキップ高南別棟建設、子どもスキップ池袋第一の新校舎建設に伴う移転準備を進めた。 VI 子どもスキップ運営協議会、地域子ども懇談会の開催 ・令和3年4月23日（金）にとしまセンタースクエアにて子どもスキップ運営協議会を開催した。（委員13名） ・令和3年度の地域子ども懇談会は、紙面開催20施設、対面開催2施設（池袋、高南）で実施した。							
活動指標		目指す方向性	単位	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度（計画）	3年度（実績）	4年度（計画）
①	学童クラブ利用登録者数	→維持する	人	1,549	1,919	2,100	2,304	2,520
②	子どもスキップ一般利用届け出者数	→維持する	人	9,184	8,875	9,000	8,488	9,000
③	子ども会議開催数	↗増加させる	回	57	43	55	44	55

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	学童クラブ待機児童数	→維持する	人	0	0	0	0
②	事故発生件数	↘減少させる	件	154	83	80	98	98	
③	子ども会議決定事項数	↗増加させる	件	61	22	33	44	55	

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A	606,174	73,197	84,226	67,156	67,983	827
財源内訳	国、都支出金	225,277	258,416	196,110	242,340	209,628	-32,712
	使用料・手数料	85,082	74,830	85,671	111,225	113,383	2,158
	地方債・その他	46,639	77	0	881	0	-881
一般財源	C=A-B	249,176	-260,126	—	-287,290	-255,028	32,262

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>① 共働き家庭の一層の増加、区内大型マンション建設に伴う就学児童の増加に伴い、学童クラブ利用需要も年々高まっている。現在、待機児童数ゼロを達成しているが、今後もスペース及び人員を確保し、待機児童を出さずに事業運営を継続することが必要である。</p> <p>② 自治体情報システムの標準化・共通化移行に伴い、利用者の利便性向上を図るため、学童クラブ利用申請や連絡帳の電子化を推進する必要がある。</p> <p>③ 児童の遊具・図書等の教材の入替え、新規更新が進んでいない。</p> <p>④ ISSの全校化へ向けた取り組みに、子どもスキップ事業も連動し、徹底した事故防止策を講じ、放課後においても安全・安心な体制の維持を図る必要がある。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>① 学校、学校施設課、施設整備課等と常に連携し、学校改築や建替えの際は、子どもスキップのスペース確保も同時に実施できるよう、計画段階から調整を進める。また、質の高い学童指導員、スクールスキップサポーターを確保できるよう採用活動を進め、研修制度を充実させ、その養成に努める。</p> <p>② 効率的な業務運営のため積極的なICTの導入、電子化を推進していく。(令和4年度より、学童クラブ利用申請において電子申請を導した。)</p> <p>③ 児童健全育成環境をより整えるため、利用児童の遊具・図書等の教材を充実させる。</p> <p>④ ヒヤリ・ハットを共有し、各施設にて事故防止OJTを実施したり、子ども会議で事故防止に向けた話し合いをするなど、常に放課後の安全・安心の維持を図る取組みを推進していく。さらに、当該小学校と連動した避難訓練、安全点検、通学路合同点検を実施していく。</p>



【点検・評価の結果】
事業名称：放課後事業の充実

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他区等では、この事業は福祉で所管していることも多い。児童の目線で言えば、教育も福祉も境はない。この意味で、学校と放課後対策課が教育委員会内で連携をとりあい、子どもたち一人一人の健全育成を図ろうとするこの取組は評価できるし実践的な成果を期待したい。 ○ 本事業が教育委員会に移管され、学校との連携が強化されたことは、本事業の目的達成に向けて大いに効果を発揮している。 ○ コロナ感染防止対策について、国や都の補助金を活用しながら適切な対応がとられている。 ○ 宅配弁当の提供等、保護者の負担軽減にも可能な限りの配慮がなされている。 ○ 大反対の中、平成16年にスタートした子どもスキップ運営事業であるが、今や、子ども達が安全・安心に活動ができる、なくてはならない居場所となっていることは評価に値する。子ども達の健やかな成長と幸福のために、是非継続していただきたい。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校と子どもスキップの指導者との望ましい連携を期待したい。 ○ 事故の発生について、「低学年・校庭・自由遊び」という共通点はここ数年変化していない。難しいことではあるが、対応策の検討を続けていただきたい。
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後の子どもの活動の充実のニーズは、社会の動向に伴い増加することは間違いない。学校教育の中では、生活指導に関わることをソフト面では充実し、ハード面ではこの事業啓発を様々な手立てで展開していくことが重要である。 ○ 区内在住の全児童を対象に「安心・安全な放課後の居場所の確保、成長の支援」を事業目的に掲げている点は、大きな意味を持つ。単なる「活動場所の提供」ではなく、子ども達の成長を支援するという意義をもった事業となっている。 ○ 本事業の展開にあたっては地域の協力も不可欠であり、そうした方々の意見聴取や連携を深めるための手段が確保されている点は、評価に値する。今後も、地域の方々の声に耳を傾ける姿勢を維持していただきたい。 ○ 子どもがありのままにいられる居場所でもあり、「放課後子ども教室」では、申し込んだ子ども達が、とても楽しそうに参加しており評価できる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもスキップ運営会議の役割を明確にするとともに、開催回数や協議事項を整理する必要性を感じている。地域子ども懇談会の内容を運営会議にどう



		<p>活かすかも期待したい。安全指導の継続的な取組もお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 書籍や遊び道具の更新は経費面から容易ではないが、区立図書館との連携等を含め改善策の検討を続けていただきたい。○ コロナ禍の影響で、ケガが増えているので、この対策を充実する必要がある。
--	--	---



令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	コロナ禍における学校生活について			担当課	学務課	指導課		
1. 事業概要及び現状								
事業の目的 どのような状態にしたいか	(1) 新型コロナウイルス感染症への警戒を要する状況下においても、教育活動を継続するため、各教育現場に必要な用品を確保する。 (2) 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に伴う「学校の新しい生活様式」を鑑み、心のケアに取り組みながら、工夫した授業により学力の定着を目指す。							
事業の対象 対象となるヒト・モノ	(1) 教育現場における感染症対策及び子ども達の学びの保障のために必要な用品 (2) 区立小・中学校の児童・生徒及び区立小・中学校の教職員							
事業の概要 事業の手法	(1) 各教育現場で機動的に必要な用品を確保できるように、主に配付予算として交付する。 (2) 学期初めに心のケアアンケートを実施し、全員面談を行う。 GIGAスクール構想による1人1台のタブレットパソコンを活用し、協働的な学習の推進、自分の学び方を身に付けさせる学習を推進する。							
基礎データ 利用者等の情報	児童・生徒数及び学級数(令和4年5月現在)、教員数(令和4年5月現在) 小学校 児童数 9,191人 学級数 322学級 教員数 515人 中学校 生徒数 2,708人 学級数 84学級 教員数 173人 ・児童生徒用のタブレットパソコン(令和3年度末時点) 11,674台 ・校務用パソコン(令和3年度末時点) 966台							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針2. 確かな学力の育成			基本施策2. 学びの応用力の伸長				
根拠法令	・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～			事業開始年度	令和2年度			
取組状況	(1) 補助要綱に基づく在籍者数の区分に応じ、主に配付予算として交付 【主な購入例】 ①測定用(非接触型体温計、サーマルカメラなど) ②換気用(サーキュレーター、換気時の防虫用品など) ③消毒・清掃用(消毒液、清掃用具など) ④飛沫防止用(フェイスシールド、飛沫防止ガードなど) ⑤管理用(健康観察用具、感染防止啓発用具など) ⑥教育活動用(マスクをはずさず演奏できる楽器、オンライン授業用具など) (2) 1 衛生・健康 教室等の環境整備(デスクシールド、立ち位置足型など) ・登校時、授業後の消毒、給食配膳等に特に配慮した。 2 心のケア ・心の健康アンケートに基づく学級担任や学年担当等による全員面談(毎学期始め) ・一学期中のスクールカウンセラー(SC)による全員面接(小学校5年生と中学1年生) ・心理検査(5月、9月)の年2回実施 ※東京書籍i-checkを利用 3 学習タブレット 5月:タブレットに関する情報メールマガジン(C4thにて)配信開始 不定期 7月:タブレットミニ研修(オンライン)開始 不定期 7月1日～20日、9月1日～9日 タブレット活用週間を全校で実施 ※タブレットミニ研修を年間で随時実施 4 調査等 ・登校調査の実施(学期始めと学期終わり) ・コロナ感染・コロナ不安・その他の登校しぶりに関する調査を33校園で実施 ・新型コロナウイルス感染症への不安から、登校を見合わせる場合は、これまでと同様に出席停止とし、欠席扱いとしない対応を行うとともに、積極的にタブレットPCを活用した学びの保障を行い、特段の配慮を行う。 ・「令和4年度 学校の「新しい日常」に対応した教育活動の実施に向けた留意事項」を各校園に周知し、全校園での取組の指針を示した。(令和4年8月31日現在Ver.1-②まで作成) ※令和4年1月18日より学級閉鎖対応あり							
	3年度に実施した具体的な取組内容							
活動指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
①	感染症対策等のための財政支援	→維持する	校	-	30	30	30	30
②	感染症対策等のための財政支援	→維持する	園	-	3	3	3	3
③	タブレットの活用を教育課程に位置付け	→維持する	校		30	30	30	30

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	感染拡大での学校や園の施設閉鎖(国の要請に基づくものは除く)	→維持する	件	0	0	0	0
	②	タブレットを活用した授業の実施	→維持する	校		30	30	30	30
	③								

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A	0	21,788	36,100	35,034	40,500	5,466
財源内訳	国、都支出金	0	19,952	18,050	17,517	20,250	2,733
	使用料・手数料	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	C=A-B	0	1,836	—	17,517	20,250	2,733

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがたたない中、感染対策と教育活動を両立するための課題や新たな需要が発生し続けているため、財政面のフォロー継続が必要となる。</p> <p>(2) 一人1台タブレットの配付時には、学校でまずタブレットに触れること、使うことを目的とした取組を進めたが、導入して1年が経過した今、タブレットをどのように授業に活用するのか、教科の目的に照らして最も効果的な場面で活用するよう徹底する必要がある。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>(1) 国や都の補助制度を積極的に活用し、区財政への影響を最小化しつつ、必要な財政面のフォローを継続する。</p> <p>(2) 各校で年間必ず一回以上のタブレット活用週間を設けて、指導主事が訪問しながら、各校の教職員にタブレットの活用方法について指導・助言を行う。</p>



【点検・評価の結果】

事業名称：コロナ禍にける学校生活について

	評価	判断理由
効 率 性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハード面として補助金等を適切に活用し、学校教育活動での新型コロナウイルス感染症防止対策を行った。マスクをはずさず演奏できるキーボードの購入等の工夫も独自にされている。 ○ ソフト面として児童生徒の心のケアの充実、ICT 機器の積極的活用などに取り組んでいる。 ○ 「教室等の環境整備」については、配布予算として学校が使いやすい形で実施されている。 ○ 全児童生徒へのタブレット PC 配布（令和2年度）、各教科等におけるタブレット PC の効果的活用（令和3年度）というこれまでの施策展開の流れを受けて、令和4年度はタブレット PC を有効活用した授業改善とそのため教員向けミニ研修を事業内容とした展開は妥当である。 ○ 感染症対策に必要な用品の確保等で、教育現場における環境が整備されることは評価できる。GIGA スクール構想の取組は子ども達の学びの保障がされており、評価できる。このようにコロナ禍を経験することにより、子ども達も想定外を生きる力をつけていると実感している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も各学校のニーズを適切に把握し、ハード・ソフトの両面からの支援を期待したい。 ○ コロナ禍における児童生徒の心のケアについて、2学年（小5、中1）を対象に SC による全員面接という手法によって極力取りこぼしをなくす試みがなされた。この手法は、おそらく賛否両論の考え方があると思われるので、その妥当性について、可能であれば検証していただきたい（教員の声等の聴取等）。
有 効 性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動での新型コロナウイルス感染症防止については、一定の成果をあげている。 ○ ICT 機器の活用に関する情報提供や研修等工夫がみられる。 ○ 学校の困り感に寄り添う姿勢が施策全体にわたって貫かれている点は評価したい。 ○ 心の健康アンケートの実施は、不安やストレス、悩みを抱えている子ども達に寄り添い、励ましを送っていただけのために、非常に有効と考える。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も感染状況の把握に努めるとともに、緊急性を要する対応については、独自の適時な予算確保を期待する。 ○ ICT 機器活用の教科指導と生徒指導場面の両面にわたるシステムづくりの整備について今後期待したい。



- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ コロナ禍における学習支援や授業改善について、PC の効果的活用に重点を置き過ぎているのではないか。コロナ禍は、改めて学校運営の在り方を見直す絶好のチャンスである。その点についての、行政からの支援やアドバイス等を展開するという手法も有効であったのではないか。この点を今後の施策で検討し活かしていただきたい。○ 心の健康アンケートの実施の取組の中で、時間がかかるかもしれないが、ヤングケアラーの存在に気づき、対処していただきたいと感じる。 |
|--|--|

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	特別支援教育(インクルーシブ教育の推進)	担当課	指導課	教育センター
-----	----------------------	-----	-----	--------

1. 事業概要及び現状

事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕	①(指導課) 現在の本区の特別支援教育の体制を見直し、豊島区の子供の教育的ニーズにあったインクルーシブ教育システムを構築する。 誰もが互いに尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を実現させる。 ②(教育センター) 特別支援学級指導員と学級運営補助員を学校に配置、また特別支援教育巡回相談担当を派遣することにより、個に応じた適切な教育や指導を受けられるようにする。特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒及び学校に対し、支援体制を整備し、特別支援教育の充実と推進を図る。
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕	①区立小・中学校の児童・生徒及び区立小・中学校の教職員 ②特別な支援を必要とする区立幼稚園児・小学校児童・中学校生徒及びその保護者と区立幼稚園・区立小中学校職員
事業の概要 〔事業の手法〕	①通常の学級、特別支援学級、通級指導学級・特別支援教室、特別支援学校との連携を強化し、特別な支援を要する児童・生徒が教育的ニーズに応じて、授業を柔軟に行き来ができる環境づくりについての研究をする。 すべての教員の特別支援教育に携わる専門性、教員の指導力の向上をさせる。 関係機関と連携した就学前から義務教育修了後も含めた継続した特別支援教育及び支援の充実を行う。 ②特別支援学級に「特別支援学級指導員」、通常学級等にて特別な支援を要する児童・生徒がいる小・中学校に「学級運営補助員」を配置し、特別支援教育巡回相談担当(チームステップ)や専門家チームを区立幼稚園・小中学校へ派遣する。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の1年間の成果を発表する「まとめ展」を開催する。
基礎データ 〔利用者等の情報〕	①児童・生徒数及び学級数(令和4年5月現在)、教員数(令和4年5月現在) 小学校 児童数 9,191人 学級数 331学級 教員数 515人 中学校 生徒数 2,708人 学級数 84学級 教員数 173人 ②特別支援学級指導員 9人、学級運営補助員 43人 特別支援教育巡回相談実施回数1,748回、幼小中学校からの巡回相談申請回数231回、専門家チーム派遣23回(8人)いづれも令和3年度実績

豊島区教育ビジョン2019における位置付け

基本方針5. 一人一人を大切にす教育の推進

基本施策1. 特別支援教育の充実

根拠法令	平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 〔「障害者差別解消法」〕施行	事業開始年度
------	---	--------

取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容	<p>①・学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業のモデル校として、要小学校が研究をした。 ・令和3年度の学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業の成果を報告書にまとめ、全教職員に配布をした。 ・豊島区特別支援教育推進計画を策定した。</p> <p>②・特別支援学級指導員を小学校6校、中学校3校に配置。学級運営補助員を小学校22校、中学校1校に配置。 ・各校からの巡回相談の申請件数は231件、相談実施回数は1,748件、専門家チームの派遣回数23回。 ・「まとめ展」は3ブロックにて分散開催にて実施。</p>
------	------------------	--

活動指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
	①	教職員への特別支援教育に関する研修	→維持する	回	3	3	3	3
②	特別支援教育検討委員会の開催	→維持する	回	3	3	3	3	3
③	特別支援学級指導員と学級運営補助員の勤務時間数	↗増加させる	時間	52,274	50,742	53,316	50,652	54,684

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度 (計画)
		① 交流及び共同学習の実施校	△増加させる	校	-	2	2	2	2
② 特別支援学級指導員配置日数	△増加させる	日	1,272	1,272	1,908	1,908	1,908	1,908	
③									

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)	
事業費		A	88,477	2,191	9,228	5,610	9,465	3,855
財源内訳	国、都支出金	B		128	6,000	3,288	6,000	2,712
	使用料・手数料							0
	地方債・その他							0
一般財源		C=A-B	88,477	2,063	—	2,322	3,465	1,143

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>①モデル校の要小学校は交流及び共同学習が日常化しているが、他校については、日常化まで至っていない。</p> <p>②学級運営補助員について規定人数の確保が難しい。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>①特別支援教育検討委員会にて、要小学校の研究の成果を区内に広めるためにまずは、特別支援学級設置校から広めることになった。要小学校の研究の成果を各校に周知するとともに、教育課程に交流及び共同学習を位置付けさせ、実施する。</p> <p>②人材をあらゆる方法を持って確保できるよう努める。</p>



【点検・評価の結果】
特別支援教育（インクルーシブ教育の推進）

	評価	判断理由
効率性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実践的研究事業モデル校を設置し、その成果を他校に活用する取組は適切と言える。 ○ 学校からの相談申請は年々増加しており、学校現場の状況は厳しさを増している。そうした状況を的確に分析・把握し、豊島区固有の「特別支援学級指導員」「学級運営補助員」の配置など積極的な支援策が展開されている。また、全ての児童生徒が楽しく、分かりやすく学べるよう授業のUD(ユニバーサルデザイン)化の推進に向けて、教育委員会としての支援も展開されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中の校種の違い、地域の実態把握を十分に行い、実践的研究事業モデル校の成果を学校ごとに指導助言していくことを期待する。 ○ 学校等の十分な連携に基づく就学相談システムの整備充実を期待する。 ○ 支援人材の確保について打開策をより具体的に検討し、見える化していく必要があると考える。
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共生社会を実現させるため、障害についての理解を深めるインクルーシブ教育の推進は、子ども達にとって価値ある事業と考える。 ○ 区独自の推進計画の策定は評価できるとともに、継続的調査を実施し、区民のニーズ把握に努めている。 ○ 当該保護者や学校からの支援の要望は強く、それに応えるべく事業を展開する努力がなされている。財政的人材的に厳しい事業はあるが、必要性は高い事業である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級指導員、学級運営補助員の増員配置を期待したい。 ○ 一方で、担任の先生をサポートするため、特別支援学級指導員や学級運営補助員の配置が、教員の負担大とならぬように留意していただきたい。 ○ 実践的研究事業のモデル校での実践研究について、教育委員会としてより積極的な支援が必要ではないか。全国における同様の実践研究は数多くなされており、また学会等での事例報告も蓄積されている。それらをふまえた上で、一步先を見た研究成果を区内の学校に提供できるよう、善処を強く臨む。 ○ モデル校以外のUD化に対する意識化をどのように図っていくのか、教職員への研修などより具体的な方策の検討が必要と考える。



IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。



令和4年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和5年 2月

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1591